

## 第23回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

議題 利用しやすい裁判所～簡易裁判所の民事事件

### 1 開催日時

平成24年3月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

### 3 出席者等（50音順・敬称略）

#### (1) 委員

赤堀彰治，小西 洋，佐藤孝子，佐藤泰正，武野伸二，田中敏也，永井哲男，  
花田善廣，濱 孝之，林 圭介，水野谷幸夫

#### (2) 裁判所（説明者）

津幡恭行（事務局長），菅原 誠（民事首席書記官），久保松男（刑事首席  
書記官），青木忠儀（釧路簡易裁判所判事），馬籠寿幸（釧路簡易裁判所庶  
務課長）

#### (3) 庶務

宮木隆壽，卯城賢志，山口 毅

### 4 議事概要

#### (1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された赤堀彰治委員，佐藤泰正委員，田  
中敏也委員，永井哲男委員，濱孝之委員及び林圭介委員が委員会庶務から紹介  
され，挨拶をした。

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により，林圭介委員が委員長に選任された。

#### (3) 委員長代理の氏名

委員長が、小西洋委員を委員長代理に指名した。

- (4) 簡易裁判所民事事件の概要—少額訴訟・民事調停を中心として—  
青木釧路簡易裁判所判事が簡易裁判所民事事件の概要について説明をした。
- (5) 事前配布資料「調停随想」について  
小西委員が、事前配布資料の「調停随想」を紹介した。
- (6) 施設見学  
釧路簡易裁判所の施設見学を行った後、意見交換を行った（発言の要旨は、別紙のとおり）。
- (7) 平成23年の釧路地方裁判所の民事事件の概況について  
菅原民事首席書記官が、平成23年の民事事件の概況について説明した。
- (8) 平成23年の釧路地方裁判所の刑事事件の概況について  
久保刑事首席書記官が、平成23年の刑事事件の概況について説明した。
- (9) 次回開催日時及び議題  
平成24年7月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで  
議題 釧路地方裁判所における裁判員裁判の実施状況と運用の検証について

(別 紙)

## 意見交換における発言の要旨

### 1 釧路簡易裁判所の印象について

委員： 簡易裁判所における司法書士の訴訟代理権については、平成15年の司法書士法改正に伴い付与されたものである。私も年に数回、訴訟代理人として、簡易裁判所の事件に関与しているが、正直、釧路簡易裁判所というところ、利用しやすいし、書記官の方も親切なので、割と気楽に訴訟を提起しやすい。少額訴訟も3件ほど経験があるが、全部和解で終局している。一般の方も商売をしている方も簡易裁判所の手続について興味がある方は結構いる。特定調停については、140万円以下であれば、私自身が業者と直接交渉した方が和解しやすいと感じている。

### 2 簡易裁判所の民事事件について

委員： 新聞記事を見ると、行政書士が国に対し損害賠償請求をしたという記事があった。この行政書士は、網走簡裁の刑事事件で罰金刑となったが、最高裁で無罪となったというものである。また、旭川簡裁の事件では、NHKの受信料が5年で消滅時効になるという判断がされた記事がある。さらには、札幌簡裁の事件では、いわゆる金貨金融の契約について初めての判断がされた記事などがある。簡易裁判所の事件は、地方裁判所で扱う事件とは違うが、こうやって新聞記事で見ると面白い。報道する側からすると、簡易裁判所の事件を報道することについては低く思いがちだが、全国的に大きく波及するケースも多々あるので、しっかり取材をしていかなければならないと思っている。先ほど見学したラウンド法廷の傍聴席に座ると、心理的に取材しにくい雰囲気になる。我々は、傍聴に行くことができない国民に対して、情報提供するという使命や責任を負っているのだから、開かれた訴訟、開かれた裁判所という意味で、情報開

示を含めたいろいろな形で公開してもらえるよう、これからもよろしく  
お願いしたい。

委員： 少額訴訟の場合、訴え提起があつてからどのくらいで口頭弁論期日が  
指定されるのか。

説明者： 30日以内に指定しなければならない規定があるので、遅くても30  
日までに期日が指定される。期日は、大体1時間30分くらいの時間を  
設け、原則、民間から選ばれた司法委員も関与して進めている。

委員： 訴訟代理人もつくのか。

説明者： 少額訴訟は、当事者訴訟を建前にしているが、最近は訴訟代理人とし  
て、司法書士や弁護士がつくこともある。その割合は1パーセントある  
かないくらいである。しかし、弁護士が被告側につくと、ほとんどが  
「通常移行の申述」をするので、通常の訴訟に移行してしまう。

委員： 少額訴訟を提起して、そのまま終わってしまう割合はどのくらいある  
のか。

説明者： 異議が出されるケースはそんなに多くない。通常移行の申述の割合は、  
1割程度である。

委員： 支払督促が書記官権限になった理由は何か。

説明者： 司法制度改革により、民事訴訟法が改正され、それまで裁判官が発付  
していたものを書記官権限に移行したものである。

委員： 地方裁判所は、簡易裁判所の事件においては第二審になるが、交通関  
係の事件においては、物損事故の事件が増えている印象がある。少額訴  
訟の導入時とは違い、損害保険に「弁護士特約」がついているものが多  
く、その関係で弁護士の関与が増え、少額訴訟よりも通常訴訟を選択す  
ることが多くなったと考えられる。また、平成17年の最高裁判決によ  
り、「みなし弁済」が認められなくなったことに伴って、貸金請求事件  
の件数が減少したと考えられる。

委員： 弁護士特約については、相手方と交渉する時に専門家が入ることによって、訴訟をする前に解決する確率がある程度高くなるという面がある。訴訟外での交渉が難しいとなると訴訟になるが、弁護士特約があることによって訴訟の件数が多くなったかについては微妙なところがある。一般的に、訴訟を提起したいと相談された場合、訴訟に勝訴しても、費用等がある程度回収できるか、自分自身で訴訟を提起するとしても、費用の面を考慮して起こす価値があるかなどについてアドバイスしている。そういった中で、訴訟をする本人が経済的に厳しい状況になると、事件も減少するといったことも考えられる。

委員： 少額訴訟における分割給付判決の場合、被告の履行率はどのくらいになるのか。

説明者： 被告の履行率については、具体的な数字として把握していないが、調停成立や和解成立で終局した場合は、比較的履行率が高いと聞いている。少額訴訟については、約4割が和解成立で終局し、それ以外は判決となるので、履行率も高めではないかと思われる。

委員： 被告が履行しなかった場合、その後の裁判所の手続にはどのようなものがあるか。

説明者： 被告が履行しなかった場合、少額訴訟判決や和解調書は債務名義になるので、それらに基づいて強制執行の手続をすることになる。少額訴訟手続における債務名義は、債権執行であれば、簡易裁判所で手続をすることができるし、それ以外の動産や不動産の強制執行であれば、地方裁判所で手続をすることになる。しかしながら、当事者の任意の履行を促すという意味では、和解を勧めることが多いので、分割給付判決をすることが少ない。

委員： 例えば、60万円の請求をするのに、少額訴訟を提起する場合と支払督促の申立てをする場合ではどちらの費用が安いのか。

説明者： 申立手数料でいうと、少額訴訟の場合、収入印紙と郵便切手を合わせると1万1000円くらいであり、支払督促の場合、収入印紙と郵便切手を合わせると4200円くらいである。

委員： 支払督促手続において、債務者が異議の申立てをして訴訟手続に移行する割合はどのくらいあるのか。

説明者： 感覚でしか数字を捉えていないが、2、3割程度だと思われる。

委員： 裁判員裁判においては、パワーポイントを使用したり、写真を証拠で提出する場合は、モニターを使用したりということがあったりするが、少額訴訟手続において、例えば、スマートフォンを持ち込んで参考になる情報を取り込んだり、必要となる部分においてインターネットを閲覧できる環境を整えるといったことは考えているのか。

説明者： 少額訴訟手続は、一日で審理を終えなければならないので、当然取り調べる証拠にも制限がある。その場で取り調べることができる証拠しかないのです。例えば、通販で購入した商品に瑕疵があるので、ちょっと見てほしいということで、商品を法廷に持ち込んで、実際に商品を見る程度のことは実際に行っている。先日も商品の特定に誤りがあったので、携帯電話のカメラ機能を使用して撮影したものを見たこともあった。その場で分かるものであれば何でも良いわけで、フレキシブルに証拠調べを行っている。

### 3 その他の感想等について

委員： 私は、ドメスティックバイオレンスなどによる家庭内のトラブルの調停で裁判所に付き添いで来ることが多い。調停の時間がどのくらいかかるのが分からず、待合室でずっと付き添いで待つことも多く、男性恐怖症の女性の場合は、調停委員を女性だけにしよう申し入れたこともあった。最近では、弁護士も調停に同席することができるので、被害者も落ち着いたりしている。法廷の前に、開廷表があると、ドメスティックバ

イオレンス関係の事件について，関係者以外の第三者でも傍聴できるのではないか。

説明者： 家事調停や家事審判の手続であれば，非公開で行われるので，関係者以外の第三者が傍聴できるということはないが，人事訴訟になると，公開の法廷で行われる。

以 上